

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人きょうと福祉ネットワーク一期一会

② 施設の情報

名称：児童養護施設 青葉学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：坂口武弘	定員（利用人数）：60名
所在地：京都府亀岡市蕨田野町太田高星7	
TEL：0771-22-0651	ホームページ： http://aobagakuen.server-shared.com/

③ 理念・基本方針

- ・すべての子どもに対して安心して安全な生活環境を提供し、子どもの権利の精神を高く掲げ、子どもの最善の利益を優先する。
- ・地域社会との連携を深め、施設の持つ子育て支援機能を地域へ還元していく。

④ 施設の特徴的な取組

- ・家庭に近い雰囲気で行生活できるように配慮するとともに入所児童一人ひとりの個性に合わせた支援を行っている。必要に応じて、心理療法士と児童養護職員が連携を行っている。
- ・フットサル大会（芝桜カップ等）での少年チームとの交流や地域へグラウンドを開放して地域の方々とのつながりも大事にしている。また、2012年より芝桜の会（隣接する敷地に芝桜の広場を実現するための会）を設立して地域を巻き込んだ取り組みを行っている。
- ・青葉学園後援会である「京都青葉の会」による支援活動のひとつとして「就学支援金貸与制度」があり、進学の一助となっている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年10月16日（契約日）～ 平成29年11月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成26年度）

⑥総評

青葉学園は、昭和 22 年の敗戦混乱期の非行犯罪少年の更生施設から始まり、昭和 24 年には児童福祉法改正により児童養護施設としてスタートしました。事業所内には、一人ひとりの子どもの健全な育成を柱とした「青葉学園信条」が掲げてあり、「子どもの最善の利益を優先する」ことが援助指針や要覧に明文化されています。できるだけ家庭的な養育環境の中で子どもを養育できるように配慮しています。現在、中期「推進計画」をもとに小舎制の建設を推進されています。平成 29 年には小規模棟が新しく完成し、高校生 7 名が生活を始めています。地域との交流も積極的に行われており、施設の機能還元としてショートステイ、トワイライトステイも実施されています。今後も社会的養護としての役割とともに地域の子育て支援の拠点としての役割を果たしていかれることを期待します。

◆特に評価が高い点

○質の向上に向けた取り組みが組織的・計画的に行われている。

養育・支援について各棟の職員会議、主任会議、運営会議、全体会議等組織的に検討が行われており、意思決定がなされていました。また、外部委員で構成される運営審査委員会を年 2 回開催し、客観的に支援内容についても検討がなされていました。

○地域との交流、地域貢献

芝桜の会（隣接する敷地に芝桜の広場を実現するための会）の運営やフットサル大会を行うとともに地域の子供会や町民運動会、夏祭りにも参加し、積極的に地域との交流を図っていました。また、地域に対してショートステイ、トワイライトステイの受け入れを行っていました。要保護児童対策協議会にも参画し、地域の福祉ニーズの把握にも努めており、次年度には、地域ニーズに対応するための「児童家庭センター」を構想しています。

○学習・進学支援、進路支援

児童が充実した学校生活を送れるように、小学校教員の支援による毎週火曜には学習指導や「漢字検定試験」の実施により子どものモチベーションを高める指導が行なわれています。進学にあたっては、本人と話をしながら進路の自己決定ができるように個々に応じた対応を行っています。後援会の支援活動である「就学支援資金貸与制度」を利用して大学に入学している子どももいます。また、子どもの発達段階に応じて金銭の管理や使い方など経済的観念が身につくように支援をしています。卒園後の生活のためにアルバイトで資金をためることや自動車普通免許の取得を奨励しています。

○心理的ケア

心理的ケアが必要な子どもに対しての支援では、臨床心理士4名を配置し、被虐待児等のケアを継続的に実施し、担当職員との情報共有と連携を図っています。被虐待児や発達障害等の心理的な支援が必要な子どもの支援については、心理士からのアドバイスや研修を受けています。

◆改善が求められる点

○職員の質の向上に向けた体制が確立されている

入職時に施設として期待している職員像を示し説明をされています。入職後は各棟にて実務経験を得ながらキャリアを積み、各棟の主任が課題を把握して研修計画につなげています。また、外部研修の機会も確保されていました。しかし、職員一人ひとりの目標設定がされてなく、目標管理のための仕組みが構築されていませんでした。あわせて、個別の職員の知識・技術水準等の把握及び履歴が整備されていませんでした。一定の人事基準に基づき、職員が自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりを検討されてはいかがでしょうか。

○苦情の解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

苦情解決のための体制は整備され、ホームページ等で公開されています。また、「ねっ、話を聞いてよ」コーナーを設けて相談を受け付けていますが、苦情として取り上げたケースがなく、機能していませんでした。利用者（子ども、家族）に対する周知に課題があると認識しているとのことですが、対応マニュアルの整備とあわせて検討されることを期待します。

○子どもの養育・支援に関する適切な記録

子どもや保護者等に関する記録の管理について、「運営機構」や「就業規則」により規定されていました。個人情報保護規定は策定されていますが、個人情報の開示についての規定がありませんでした。また、子どもの生活状況等を記録し、月1回、管理者に提出することとなっていますが、記録の表現方法等に差異があり、自立支援計画に基づく養育・支援が行われているかどうかについて記録からは確認できませんでした。

規定の整備及び記録に係る研修が望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

各評価項目ごとに評価調査員と施設長及び現場担当職員が現状について報告・協議された結果であり、特に意見はありません。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 理念及び運営方針は援助指針、要覧等に明文化されており、事業所内に掲示されている。保護者には福祉事務所等で要覧にて説明をしている。職員については年度当初の会議にて説明をしている。後援会たよりにて理念、基本方針を周知している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 全国の動向については、全国、近畿、京都の養護施設の協議会に参画して情報を得ている。地域の情報は地元行政担当課や子供の通っている学校から得ている。要保護児童対策協議会との連携を図っている。児童相談所との連絡は密にして、受け入れについて検討している。定員の枠を落とさないことで施設整備補助金を得ている。ショートステイを積極的に受けるようにしている。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> 「社会的養護施設運営指針及び将来像」を見越した経営運営をシュミレーションしている。(小舎制に向けて)各職員の集まる全体会議等にて周知を図っているが、改善に向けての具体的な取り組みは十分ではないと認識している。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>施設の小規模化・家庭的養護に向けた推進計画を策定している。施設整備等についての方針や具体的なプランが明記され必要に応じて見直しを行っている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>施設の小規模化・家庭的養護に向けた推進計画を中長期計画とし、それに基づく単年度事業計画が策定されている。策定にあたっては、前年度をふまえたものとなっており、評価未達成事項や新たな課題等実施状況の評価を行える内容となっている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>職員の参画のもと事業計画が策定されており、外部委員で構成される運営審査委員会（年2回）にて、事業計画の見直しが行われている。また、各棟の職員会議にて職員の意見集約と方針の周知を行っている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>入所している子どもに対しては、部屋割も含めて児童会にて報告、説明をしている。保護者に対しては個別に伝える場合はあるが、保護者会は組織化されていない。虐待などによる受け入れから一部、保護者とコンタクトをとれないケースもあり、全体の周知はできない状況もある。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>養育・支援について各棟の職員会議、主任会議、運営会議、全体会議等を通じて組織的に意思決定が行われ機能している。また、外部委員で構成される運営審査委員会を年2回開催し、支援内容について検討がなされている。定期的に第三者評価を受診している。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>各種の職員会議等において取り組むべき課題を明確にし、改善計画を策定している。運営審査委員会にて事業内容について検討され、必要に応じて改善計画の見直しをしている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>職務分担表に施設長の責務と役割が明記されている。施設長の不在時は副園長が代行することとなっている。緊急時については施設長が携帯電話を所持し、常に連絡が取れるようになっている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、京都府児童福祉施設連絡協議会等を通じて勉強会に参加し、職員に周知している。担当行政からの通知等や関係法令の改定については、職員に回覧等で周知している。人権擁護、人権侵害に関する職員による自己チェックが年に2回実施されている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>職員の質の向上を図るために研修の体系化を行い、年度ごとの職員研修の計画を策定している。課題を把握し、研修に反映をしている。施設長は各会議にも参加し、職員の声を聴くとともに必要に応じてスーパーバイズを行っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>運営会議において経営・運営に関する検討を行っている。職員会議を通じて現場職員の意見も反映させるように取り組んでいる。人材確保等について管理者はリーダーシップを発揮しているが、経営の改善や業務の実効性に向けて施設内の意識醸成、組織化が図られていない。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>必要な人材に関する考え方が明文化されている。小規模化、家庭的養護の推進に向けた人的配置等について検討を行っている。年度施設運営計画において職員の育成が明記されており、研修計画が策定されている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」については明示されているが、人事考課制度が導入されておらず、人事基準や職員が自らの将来の姿が描くことができるような総合的な仕組みが構築されていない。明確なキャリアパスとして、文書化及び体系化がされていない。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>有給取得、残業時間は事務部門にて把握している。そのデータは各棟の主任に伝達され、勤務配慮等に生かしている。民間社会福祉施設共済会に加入している。育児休暇、介護休暇を規定、制度化している。10月から全職員の施設長との個人面談を実施しているが仕組みとしては構築されていない。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>入職時に施設として期待している職員像を示している。その後は各棟にて実務経験を得ながらキャリアを積み、各棟の主任が課題を把握して研修につなげている。しかし、職員一人ひとりの目標設定がされてなく、目標管理のための仕組みが構築されていない。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>入職時に施設として期待している職員像を示している。年間研修計画が策定され、それに基づき研修が実施されている。また、定期的に研修内容の見直しも行われている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>外部研修については機会を確保している。職員の興味関心や上司の期待を加味して研修に参加している。キャリアアップ研修も参加している。しかし、個別の職員の知識・技術水準等の把握及び履歴が整備されていない。</p>		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>保育実習を積極的に受け入れている。実習受け入れの基本姿勢、マニュアルがある。保育士養成校の受け入れに関する研修に参加している。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページにて施設の理念や支援内容、第三者評価の受診結果や苦情相談の体制等を公開している。また、地域に向けて広報誌やイベント案内等を配布している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>職務分掌及び権限が明文化され職員に周知されている。内部監査のほか、外部審査委員会が行われており経営にかかる助言等を受けている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>芝桜の会（隣接する敷地に芝桜の広場を実現するための会）の運営やフットサル大会を行い、地域との交流を行っている。グラウンドや芝桜広場を地域に開放している。地域の子供会や町民運動会、夏祭りにも参加している。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>小学校の教員を学習ボランティアとして受け入れている。芝桜の会を組織化している。しかし、受け入れにあたっての基本姿勢の明文化や事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルが策定されていない。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a

<コメント> 在籍中の児童や卒業生が利用できる施設や社会資源を明示したリストを各棟で作成している。亀岡市と南丹市の要保護児童対策地域協議会に参画するとともに、日常的に亀岡市担当課との連携を図っている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a
<コメント> 亀岡市、南丹市と連携し、地域に対してショートステイ、トワイライトステイの受け入れを行っている。グラウンドを地域に開放している。児童や卒業生が活用できる機関を明示している。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> 地元の民生委員・児童委員の研修受け入れを積極的に実施している。また、来年度、地域ニーズに対応するための「児童家庭センター」を構想している。要保護児童対策協議会にも参画し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> 青葉学園信条をはじめ、運営援助指針に子どもを尊重した養育・支援の実施について明示されている。外部講師を招き、子どもの人権などについて新人、中堅などの階層別研修を月1度実施している。チェックリストを活用して定期的に状況の把握を行っている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<コメント> 個人情報保護マニュアルが整備されている。女子棟の内部が見えないようなプライバシーの配慮がされている。不適切な事案が発生した場合の対応方法等がフローチャートとして明示されている。しかし、プライバシーに関する規定類が策定されていない。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> こどもの権利ノート幼児版、小学生版が用意されている。入所予定に子どもや保護者については「青葉のしおり」に基づいて説明をしている。（虐待等で直接保護者とコンタクトが取れないケースもあり、そういった保護者に対する説明については困難な場合がある。）		

31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>入所案内はルビが振ってあり、子どもにとってわかりやすいものになっている。保護者に対する説明については、虐待等で直接保護者とコンタクトをとれないケースがあり、困難な場合がある。また、入所にあたって直接、見学をしてもらう場合もある。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>措置変更の場合、児童相談所が業務を担っているが、担当者と主任が中心となって養育・支援の継続性に配慮した対応をしている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>各棟に意見箱を設置している。児童会にて希望や要望を聞いている。意見に対する回答に対しては、児童に直接棟担当や施設長から話をしている。要望及び改善内容については運営審査委員会においても公表している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決のための体制は整備されている。また、「ねっ、話を聞いてよ」コーナーを設けて相談を受け付けているが、苦情として取り上げたケースがなく機能していない。利用者（子ども、家族）に対する周知に課題があると認識している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>児童会の開催、目安箱の各棟への設置などで意見要望の収集のための整備を行っている。また、相談をしやすいようにスペースの確保等配慮している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>意見箱、児童会にて要望を収集し、迅速に対応している。食事等は給食会議で、処遇については運営会議で組織的に対応されている。手順等を定めた対応マニュアルが整備されていない。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b

<p><コメント> 問題発生時は、詳細を記録し会議等で報告、検討を行っている。また、アンケートを取って分析を行っているが、様式や手順が明文化されていない。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント> 感染症マニュアルが整備されている。勉強会を実施している。対応マニュアルの定期的な見直しがされていない。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント> 防災マニュアルが整備され、夜間想定等避難訓練を定期的に行っている。備蓄リストを作成して備蓄を整備している。地域と連携した防災訓練等を行っていない。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a
<p><コメント> 学年別に標準的な援助方法が明文化され、行動規範や一日の流れ、権利擁護に関わる姿勢も明示している。OJT等を通じて職員に周知している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント> 養育・支援の標準的な実施方法について、必要に応じて取り決めを見直したり、修正することはしているが、改定や見直しの時期方法が定めてられていない。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント> アセスメントを行い、児童相談所の援助指針や棟の関係職員による会議にて検討され、年2回、自立支援計画が作成されている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント> 児童相談所・学校及び必要な関係機関と協議し、自立支援計画の定期的及び必要に応じて見直しを行っている。</p>		

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの生活状況等を記録し、月1回、管理者に提出することとなっているが、記録の表現方法等に差異がある。また、自立支援計画に基づく養育・支援が行われているかどうかについて記録からは確認できなかった。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>個人記録は永年保管としている。記録管理については鍵をかけて保管している。個人情報保護規定は策定されているが、個人情報の開示についての規定がない。また、職員への研修及び保護者等への説明が不十分である。</p>		

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
<p><コメント></p> <p>運営援助指針に則った対応を行うとともに、「子どもにとっての最善の利益となっているかどうか」にかかる研修や各会議で日常的にスーパーバイスを受ける体制が整備されている。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
<p><コメント></p> <p>ライフワークストーリーについて児童相談所及び心理職を含めた職員と合同で協議し、慎重な対応を行っている。棟会議においても協議をしている。可能な場合は保護者から伝えてもらうようにしている。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるように、わかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>入所時にこどもの権利ノートを用いて説明を行っている。各年齢に応じた対応を行っている。集団生活上の権利と制約についてきっちりと向き合っており、繰り返し話し合っている。</p>		

A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>集団生活であることを活かして、高校生と幼児などの関係や障害のあることに関わりなど日々の中で他者を意識した関係構築について対応を行っている。トラブル対応についても子どもと共に考えるようにしている。行事やスポーツを通じてお互いに協力し合う姿勢を学ぶように支援している。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子ども的人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>いかなる状況においても体罰や不適切ケアにならないように職員に対して繰り返し会議等において説明をしている。</p> <p>(年度内において、不適切行為を行った児童に対し職員が体罰を行った事案が発生した。運営審査委員会を招集し、状況の報告をするとともに京都府から指導を受け、指導徹底と知識の再確認・理解を深めることを行った。第三者委員による虐待防止委員会を設置し、再発防止のための研修及び体制の強化を図った。)</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>会議や各棟会議において不適切なかかわりについて具体的な例を示して、周知を図っている。</p> <p>(年度内において、不適切行為を行った児童に対し職員が体罰を行った事案が発生した。運営審査委員会を招集し状況の報告をするとともに京都府から指導を受け、指導徹底と知識の再確認・理解を深めることを行った。第三者委員による虐待防止委員会を設置し、再発防止のための研修及び体制の強化を図った。)</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>被措置児童等虐待の届け出や通告については児童相談所等に対し迅速に行うこととしている。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの権利を最優先とし、思想・信教の自由については特に制限をしていない。</p>		

A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもは入所の際に新しい環境の生活に対する不安を持っているため、食事や生活習慣の強要はせず、様子を見ながら年齢に応じた対応を行うなど受け入れについて配慮をしている。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>生活全般に対して、日常的に子どもと話し合いながら改善に努めている。児童会やお風呂などの場面でさまざまな要望を聞き取っている。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>過干渉にならない、失敗をしてもフォローができるように意識している。ゲームの使用には年齢に応じて適切な取り決めをしている。行事への参加はこどもの希望を優先している。地域のスポーツ教室への参加については可能な限り希望を叶えるようにしている。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>小遣い制で小遣い帳に記録するなど、計画的に使用できるように年齢に合わせた対応をしている。高校生は自立に向けて自分で管理している。また、卒園に向けてアルバイトで貯蓄を推奨している。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>家族の再構築については関係機関と十分な準備を行い、面会、外出、外泊などを重ねるなど個々の状況に合わせて段階的な対応を行っている。家庭復帰後のフォローも電話連絡や家庭訪問など担当者を中心に行っている。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
<p><コメント></p> <p>自立生活を始めた子どもの生活が安定するまで、措置延長による見守りなど本人の希望や状況に合わせた柔軟な対応を行っている。</p>		

A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>入所中に退所後を見越してリービングケアの支援を行っている。退所後の支援については行政機関等と連携をするとともに、相談があった場合は本人が信頼する職員が対応するなど状況に合わせた対応を行っている。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p><コメント></p> <p>年齢に応じた対応を心掛けている。児童に対する寄り添い支援を重視している。心理士の専門的な見解も考慮し支援の一助としている。また、子どもが育ってきた養育環境や表出する言葉の背景などを理解し対応を行っている。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>個々のこどもの状態に応じて、寄り添いながら支援を行っている。子どもから関わりを求めて来た時には、十分な時間を取って触れ合う時間を大事にしている。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの行動を先取りすることなく、ゆとりを持った対応を心掛けている。失敗する権利を大切にしてい失敗してもフォローできるように配慮している。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>個々の発達年齢に合わせた遊具やゲーム、野外活動などを用意している。状況に合わせてこどもの興味関心を把握しながら、余暇の過ごし方を職員と一緒に考えている。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>小規模なケアを実施する中で家庭的な雰囲気画一化した支援にならないように心がけている。フットサル大会など地域社会とのつながりを通じて社会的ルールを学べるように配慮している。年齢に応じて社会規範などを繰り返し説明し、理解できるように支援をしている。</p>		

A-2-(2) 食生活		
A⑳	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>家庭的な食事を提供すると同時に、規則正しい生活を送れるように配慮している。学校行事やクラブ活動で喫食時間が異なる場合でもできる限り温かいものが食べられるように個別の対応を行っている。夏休みや正月に外食を行っている。</p>		
A㉑	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>養育環境等により偏食が見られるため、喫食に対する工夫を個別に対応している。アンケートの実施を行い、給食委員会にて子どもの希望を反映している。職員と一緒に調理を行うこともある。</p>		
A㉒	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
<p><コメント></p> <p>買い物や片付けなどの手伝いを積極的にしてくれるような配慮をしている。正月はおせち料理、七夕にはソーメンなど季節に応じたものに触れることができるようにしている。外食の機会等を通じてナイフやフォークの使い方などマナーが習得できるように支援している。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉓	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>季節に合わせた衣類の選択ができるように、こどもと一緒に話し合いながら支援している。衣類の買い物を自分で選択して購入できるように一緒に買い物に行くなどの支援している。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉔	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
<p><コメント></p> <p>施設全体については環境整備の日を設定し、美化に努めている。居室等生活空間については、子どもが自発的に清掃できるように奨励している。</p>		
A㉕	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>施設全部が小舎制ではないが、個人の空間やリビングを設置するなど安心していられるような環境づくりについて随所に配慮されている。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉖	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a

<p><コメント> 日常生活の中で身だしなみや身体の健康等について配慮し、発達年齢に応じて自己管理ができるように個々に合わせた支援を行っている。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント> 慢性疾患のあるこどもについては、個別の対応を行っている。眼科、耳鼻科、内科等の健康管理を日常的に行っている。嘱託医による定期集団検診を実施している。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A㉑	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント> 年齢、発達段階に合わせて性に関する正しい知識を得られるように支援している。しかし、外部講師を招くなどして、子どもの年齢に応じた学習会は開催できていない。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A㉒	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
<p><コメント> 個人の持ち物や衣類については、個別の管理を行っている。ルールについても物品のやり取りを原則禁止にしたり、片付ける場所を決めたりするなど自分のものを大切にするという支援を行っている。</p>		
A㉓	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
<p><コメント> 成長の記録は自分のルーツを知るための大切なものとしてアルバム等を個々に整理している。子どもがいつでも見ることができるようにするなど必要に応じて対応をしている。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A㉔	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント> 問題行動に対しては、棟の職員で事実の把握を行い、対応を検討する。場合によっては児童相談所等の外部機関の支援を受けることもある。ただ、事象の把握や指導が十分でないと認識している。</p>		
A㉕	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p><コメント> 日常的に自分を大切にすることや他者を大切にすることの意識付けを行っている。問題が生じた場合は「危機管理マニュアル」により行動することとしている。また、意見箱なども設置し工夫を行っているが、職員による把握等不十分であると認識している。</p>		

A ㉔	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
<p><コメント> 保護者による強引な引き取り等、要配慮のケースについては、電話の取次ぎや学校への送迎も含め、統一した対応について職員間での周知をしている。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A ㉕	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント> 非常勤で心理士を4名配置し、カウンセリングなど心理療法を実施している。心理的な支援が必要な子どもの支援については、心理士からのアドバイスや研修を受けている。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A ㉖	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント> 小学校教員の学習ボランティアを毎週火曜日に受け入れている。一人ひとりの必要に応じて実習できる環境づくりや学習塾の活用も行っている。支援学校に通っている子供についても、学校と連携して適切な対応に努めている。</p>		
A ㉗	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント> 本人と話をしながら進路の自己決定ができるように個々に応じた対応を行っている。中卒児や高校中退児についてはアフターケアとして相談等に当たっている。後援会の支援活動である「就学支援資金貸与制度」を利用して大学に入学している子どももいる。</p>		
A ㉘	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 子どもの発達段階に応じて金銭の管理や使い方など経済的観念が身につくように支援をしている。卒園後の生活のためにアルバイトで資金をためることや自動車普通免許の取得を奨励している。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A ㉙	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント> 児童相談所と連携しながら、家庭の改善や家族との関係性の構築を目指している。家族に対して学校行事への参加を促している。</p>		

A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>個別な対応を児童相談所との連携を実施している。家庭支援専門相談員を中心とした取り組みが行われておらず、今後は充実させていきたいと考えている。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>外部講師を招いて定期的にスーパービジョンを受けている。内部の主任や統括によるスーパービジョンはあるが職員相互が評価し助言し合う仕組みが構築できていない。</p>		